

議案第89号

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例の制定について
さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例

(設置)

第1条 市民の利便性の向上及び交通結節機能の強化を図るため、さいたま市さいたま新都心バスターミナル（以下「さいたま新都心バスターミナル」という。）をさいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1に設置する。

(業務)

第2条 さいたま新都心バスターミナルは、次に掲げる業務を行う。

- (1) さいたま新都心バスターミナルの利用に関すること。
- (2) さいたま新都心バスターミナルの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、さいたま新都心バスターミナルの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(施設)

第3条 さいたま新都心バスターミナルに次の施設を置く。

- (1) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル（以下「バスターミナル」という。）
- (2) 一般車駐車場
- (3) バス駐車場

(休業日)

第4条 さいたま新都心バスターミナルの休業日は、設けないものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

(バスターミナルの供用時間)

第5条 バスターミナルの供用時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 バスターミナルを使用しようとする道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、バスターミナルの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バスターミナルの使用を許可しない。

- (1) バスターミナルの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) バスターミナルの施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、バスターミナルの管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「許可事業者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又はバスターミナルの管理上特に必要があるときは、第6条第1項の許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) バスターミナルの使用料（以下「バスターミナル使用料」という。）を納期限までに納付しないとき。
- (4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって許可事業者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（バスターミナル使用料）

第10条 許可事業者は、道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「一般乗合旅客自動車」という。）1台がバスターミナルを1回使用するごとに、別表第1の左欄に掲げる路線のキロ程に応じて、同表の右欄に定める額のバスターミナル使用料を納付しなければならない。ただし、同一路線において往復でバスターミナルを使用する場合の復路に係るバスターミナル使用料については、同表のバスターミナル使用料の額の100分の50に相当する額とする。

（駐車場の供用時間）

第11条 一般車駐車場及びバス駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

（利用できる自動車）

第12条 駐車場を利用できる自動車の種別（以下「車種」という。）は、別表第2のとおりとする。

（駐車場使用料）

第13条 駐車場を利用する者は、別表第3に定める駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めたときは、駐車場使用料から20パーセント以内の割引をした額の駐車回数券を発行することができる。

3 前項の駐車回数券に係る駐車場使用料についてはこれを発行するときに、規則で定めるところにより登録を受けた者に係る駐車場使用料については後払いにより、それぞれ徴収することができる。

（車種及び駐車場使用料の特例）

第14条 特別の理由により、第12条に規定する自動車以外の自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をした場合において、駐車場使用料の額が前条の規定により定めた額によりがたいと認めるときは、その都度これを定める。

（割増金）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により駐車場使用料の徴収を免れた者があ

るときは、その者から徴収を免れた駐車場使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(駐車場使用料の不徴収)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、駐車場使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車場使用料を徴収することを不相当と認める自動車

(使用料の減免)

第17条 市長は、必要があると認めたときは、バスターミナル使用料又は駐車場使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既納のバスターミナル使用料又は駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第19条 さいたま新都心バスターミナルの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車の円滑な運行を妨げる等さいたま新都心バスターミナルの機能を低下させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) さいたま新都心バスターミナルの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、さいたま新都心バスターミナルの管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の拒否)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、さいたま新都心バスターミナルの利用を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。
- (2) さいたま新都心バスターミナルの構造又は管理上、利用を不相当と認めたとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(利用の休止)

第21条 市長は、さいたま新都心バスターミナルの補修その他管理上必要があると認めるときは、さいたま新都心バスターミナルの全部又は一部の利用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 さいたま新都心バスターミナルの利用者は、故意又は過失によりさいたま新都心バスターミナルの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条から第4条まで及び第11条から第23条まで並びに別表第2及び別表第3の規定のうちバス駐車場に係る部分については、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

路線のキロ程	バスターミナル使用料
300キロメートル未満	500円
300キロメートル以上500キロメートル未満	800円
500キロメートル以上700キロメートル未満	1,000円
700キロメートル以上	1,200円

別表第2（第12条関係）

駐車場の区分	車種
一般車駐車場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車
バス駐車場	バス

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 2 この表において「小型自動車」とは、省令別表第1に掲げる小型自動車のうち、貨物又は人の運送の用に供するもので、二輪自動車以外のものをいう。
- 3 この表において「軽自動車」とは、省令別表第1に掲げる軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。
- 4 この表において「バス」とは、省令別表第1に掲げる普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

別表第3（第13条関係）

駐車場の区分	駐車時間	駐車場使用料
一般車駐車場	5時間まで	30分につき 200円
	5時間を超え24時間まで	2,000円
バス駐車場	4時間まで	30分につき 500円
	4時間を超え24時間まで	4,000円

備考

- 1 駐車場使用料の算定において、30分に満たない駐車時間は、30分とする。
- 2 駐車場使用料の算定において、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに再度入場したものとみなして、駐車場使用料を算定する。